

3 SDGs循環経済モデル創出事業

(1) 事業の概要

国内外における温室効果ガス削減目標が上方修正されるほか、SDGs（持続可能な開発目標）実現に向けた機運が高まりつつある中、県内企業における資源循環と収益性の両立を図る新たな循環経済モデルの創出を支援し、持続可能な地域社会・地域経済の実現に貢献する。

(2) 事業内容

ア 循環経済モデル構築支援補助金（9,092千円）

- 複数の事業者が連携して行う、廃プラスチックや廃太陽光パネル、未利用生物資源など様々な素材の水平リサイクル（※）をはじめとした循環経済モデルの構築支援のため、補助金を交付する。（9,000千円）

（※）「水平リサイクル」とは、使用済製品を原料として用いながら、同一用途の製品としてリサイクル製品を製造することをいい、企業によるSDGs（持続可能な開発目標）実現に向けた取組として注目を集めつつある。

補助対象事業者	事業者コンソーシアム（複数企業・団体等を構成員とするグループ）
対象経費	他者が排出する廃棄物資源を回収・循環させる仕組みづくりに要する経費 (想定される取組例) <ul style="list-style-type: none">・廃棄プラスチックを広域で回収し水平リサイクルする取組・未利用水産資源を有効活用するための取組・食品加工時に排出される残渣を再利用するための取組など
補助率	2／3
補助上限	3,000千円

- 外部有識者による審査会運営費（92千円）

イ 資源循環マッチング支援事業（【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業で対応）

- 循環資源の提供者と利用者のマッチング機会の場づくりを行いながら、循環可能な資源が活用される機会創出を支援する（上記「ア」のコンソーシアム組成のほか、事業拡大を目指す事業者を対象に支援を行う）。

(3) 事業実績（決算額）

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
S D G s 循環経済モデル創出事業	9,092	0	4,958	4,134

(4) 監査結果

(S D G s 循環経済モデル創出事業)

ア 補助対象事業費の見積り方法【意見】

前述（第3章第1－1－（4）－ア）と同様に、次の補助対象事業費については、1者からしか見積りが徴されていない。

また、見積りを取った業者とは別な業者に発注し、割高になっているにも関わらず、これに係る特段の指摘もない。

については、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額をもって補助金を算出し、財務執行されるべきであり、鳥取県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきである。

① E 株式会社

堆肥製造装置（充填装置を含む）1基当たり 2,200,000 円の見積りを取りながら、実際には、見積りをした社を除く計 5 社から部分購入し、見積りを上回る計 2,530,220 円の実績となっている。

また、この外に、肥料袋製作費 880,000 円も 1 者見積りとなっている。

② 株式会社 F（真空袋製作費 110,000 円、真空包装機 924,000 円、おから充填装置 1,980,000 円）

4 【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業

(1) 事業の概要

都道府県レベルで全国初となる「SDGs企業認証制度」の発足を契機として、県内企業の認証支援を行うための体制を整備するとともに、県内企業によるSDGs経営転換に向けた取組支援を行いながら、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。

(2) 事業内容

令和4年4月に発足予定の「SDGs企業認証制度」の運用に際し、認証事業者の取組拡大や認証支援事業者(※)など認証を目指す事業者の申請支援を行うための体制を構築する。

※ 認証支援事業者：認証申請に意欲を有するものの、認証に至らない県内中小事業者を対象とした支援制度

ア SDGs企業認証事業者等を対象とした伴走サポート

(単位：千円)

区分	内容	予算額
SDGs企業認証サポート窓口運営事業	SDGs企業認証制度の制度広報や申請支援を行うとともに、認証事業者及び認証支援事業者の伴走支援相談に対応するため、ワンストップ相談窓口を開設する（県、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会等と連携しながら開設）。	1,000
認証取得支援事業	認証事業者及び認証支援事業者を対象に、取組課題実現及び認証取得に向けた申請書改善に向け、専門家による伴走支援を行う。 【専門家による伴走支援（例）】 <ul style="list-style-type: none">・環境経営専門家によるエネルギー使用量の把握等支援・BCMS（事業継続マネジメントシステム）専門家による事業転換・BCP（事業継続計画）策定支援など	1,800

イ SDGs経営への転換等支援

(単位：千円)

区分	内容	予算額
SDGs経営転換支援事業	① 普及啓発、SDGs経営転換支援 2030年を見据えたSDGs経営転換に向けたノウハウ等を得るために各種セミナーや、円滑な認証申請を促すためのワークショップを開催する。	1,200
認証審査会等運営費	② SDGs企業マッチング支援 オンラインSDGsプラットフォーム（民間運営）などを活用し、認証事業者等とSDGs経営に関心が高い県内外の企業とのマッチング支援を行い、商品開発や販路開拓など各種取組課題の実現推進を応援する。 ・外部有識者による認証審査会の運営等を行う。	400

ウ SDGs 経営実現に向けた取組拡大支援（「企業版ふるさと納税タイアップ事業」及び「持続可能な企業経営金融支援事業」により対応）

認証事業者等によるSDGs 経営実現に向けた取組促進を後押しするため、各種取組に必要となる資金調達支援を行う。

(3) 事業実績（決算額）

（単位：千円）

事業名	当初予算額	補正予算額	決算額	予算額－決算額
【SDGs企業認証】 経営伴走サポート事業	5,600	▲ 2,500	258	2,842

(4) 監査結果

（【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業）

ア 専門家の伴走支援等による取組の促進【意見】

当事業は、鳥取県の「SDGs企業認証制度」の発足を受けて、この推進と取組を希望する企業への支援を目的に事業者への伴走支援等として予算化されたものであるが、執行額は、258千円（当初予算額の4.6%）に留まっている。

その内訳を見ると、サポート窓口運営事業費として事業委託費が約8万円、PR費用としてロゴ、ステッカー製作費が約10万円、及び認証審査会等運営費が約8万円となっており、同制度の利用促進に向けたセミナーなど促進は行われているが、認定事業者やその支援事業者を支援するとしていた専門家の伴走支援は十分に活用が進んでおらず、また、認証事業者等とこれに関心のある県内外企業とマッチングし、商品開発や販路開拓を推進するとしていたマッチング支援事業も実現に至っていない。

鳥取県は、2030年に向けてSDGs目標を達成するとして、行政や県民だけでなく、企業においても率先して社会や環境を維持可能なものとしていくための経営が重要としてこれを推進するとしているが、SDGsという壮大なテーマへの理解の難しさや自社の事業にマッチした目標の設定、更には、その推進の難しさが察せられるところであり、専門家の伴走支援等も含めた積極的な取組が期待される。

とっとり S D G s 宣言

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



少子高齢化・人口減少が続く本県において、すべての県民が自分らしい生き方を選択し、ふるさと鳥取で安心して暮らし続けるためには、S D G s が掲げる「誰一人取り残さない」理念のもと、県内の全域が活力を持ちながら持続していく必要があります。

そのため、「豊かな自然」、「人と人の絆」、心豊かな暮らしを実現できる「幸せを感じる時間」といった、都会にはない鳥取ならではの強みをさらに伸ばすとともに、県民をはじめ、市町村、企業、N P Oなどとのパートナーシップにより、持続可能な地域社会の実現に向けて取組ます。

- 持続可能な地域社会づくりのためにS D G s の普及啓発を図り、本県ならではのパートナーシップを活かしたS D G s 推進に取組ます。
- 県の各種計画へS D G s の視点を反映するとともに、経済・社会・環境の三側面を統合した取組を推進します。
- S D G s 推進のための具体的な目標及びローカル指標を設定するとともに、県民と共有し、毎年、取組の効果検証を行います。

令和2年4月3日 鳥取県知事 平井 伸治

【参考】 S D G s (エスディージーズ) Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される2030年を年限とした国際目標。

5 【SDGs企業認証】企業版ふるさと納税タイアップ事業

(1) 事業の概要

都道府県レベルで全国初となる「SDGs企業認証制度」の発足を契機として、県内企業の認証支援を行うための体制を整備するとともに、県内企業によるSDGs経営転換に向けた取組支援を行いながら、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。

(2) 事業内容

令和4年4月に発足予定の「SDGs企業認証制度」の運用に際し、認証事業者及び認証支援事業者(※1)によるSDGs経営実現に向けた課題解決のため、企業版ふるさと納税(※2)など活用した資金調達支援を行う。

※1 認証支援事業者：認証申請に意欲を有するものの、認証に至らない県内中小事業者を対象とした支援制度

※2 企業版ふるさと納税：国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附による応援を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み(損金算入による軽減効果と合わせて最大で寄附額の約9割が軽減される)

ア SDGs経営促進補助金・奨励金(10,000千円)

調査や試作開発、マーケティング、アイデア実証などの取組に係る経費を補助するとともに、「企業版ふるさと納税」を活用し、補助事業者と寄附企業とのマッチングを図りながら、寄附金額を奨励金として支給する。

① SDGs経営促進補助金

補助対象事業者	認証事業者、認証支援事業者
対象経費	認証内容に位置づけられた各種経営課題実現に要する経費(調査、試作、デザイン、アイデア実証など調査・開発段階におけるものを対象)
補助率	1/2
補助上限	1,000千円 ※②の奨励金と合わせて、最大2,000千円の事業費支援を行う。

② 企業版ふるさと納税タイアップ奨励金

支援対象事業者	①の補助対象事業者
支援内容	企業版ふるさと納税を活用して得た寄附金額について、支援対象事業者に奨励金として支給する。
支給上限	①の補助金額と同額(最大1,000千円)

- イ その他運営経費(1,092千円)
・ 審査会運営に要する経費、企業版ふるさと納税運営事業者への委託料

(3) 事業実績（決算額）

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
【SDGs企業認証】企業版ふるさと納税タイアップ事業	11,092	0	6,567	4,525

(4) 監査結果

(企業版ふるさと納税タイアップ事業)

ア 補助対象事業費の見積り方法【意見】

前述（第3章第1-1-(4)-ア）と同様に、次の補助対象事業費については、1者からしか見積りが徴されていない。

については、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額をもって、補助金額を算出し、これにより財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきであると思われる。

- ・ 株式会社G（発注先H株式会社） 446,050 円

第2 商工労働部立地戦略課／企業支援課

1 鳥取県産業成長応援補助金

(1) 事業の概要

鳥取県産業成長応援条例に基づいて認定を行った企業等の新たな取組及び設備投資等に対し、産業成長応援補助金を交付する。

(2) 事業内容

ア 産業成長応援補助金 1,940,938 千円（債務負担行為 790,000 千円（令和5～7年度））

(単位：千円)

区分	補助対象事業	補助率（上限額）	予算額
A 小規模事業者挑戦ステージ	小規模事業者による新たな取組（商品開発、販路開拓等）	1／2 (200万円)	514,764 (交付決定枠 650,000)
B 生産性向上挑戦ステージ	労働生産性を向上させる事業	1／2（※） (500万円)	
C 成長・挑戦ステージ	将来の成長に向けた事業拡大の取組で、重点分野又はその他の分野に係る事業	1／2（※） (重点分野 1,500万円 上記以外 1,000万円)	118,121 (交付決定枠 140,000)
D 成長・規模拡大ステージ	将来の成長に向けた事業拡大の取組で、投資額 3,000万円超の大規模な事業で重点分野に係るもの	1／5（10億円） ※+5%加算あり	
E 一般投資支援	製造業・その他の業種の事業で、投資額 3,000万円超の大規模な事業	1／10（5億円） ※+5%加算あり	1,308,053
合 計			1,940,938

（※）組合・任意グループの場合は 2／3

＜制度改正＞ 成長・規模拡大ステージの対象に「国内回帰分野」を追加

コロナ禍による海外生産リスクを踏まえた生産拠点の見直しの動きを捉えて、成長・規模拡大ステージの重点分野に「海外から県内へ生産移管する取組（国内回帰分野）」を追加する。

- ・ 基本補助率 10%→20%、上限 5億円→10億円に引上げ※令和5年度末まで
[現行の重点分野] 成長ものづくり、自然環境調和、国際需要拡大、I o T
等先端技術、低炭素技術開発

イ 中核企業育成に向けた成長企業応援セミナーの開催 1,000千円

上場企業による上場体験談などの事例紹介等のセミナーを開催し、本県における中核企業育成に繋げる。

ウ 産業成長事業社宅整備費補助金 27,460千円（既認定分）

県内企業の事業拡大に伴い、人材確保のため新たに整備する社宅等に係る費用に対し補助金を交付する。

(3) 事業実績（決算額）

（単位：千円）

事業名		当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額 () 繰越額
A	小規模事業者挑戦ステージ				
B	生産性向上挑戦ステージ	514,764	0	393,158	121,606
C	成長・挑戦ステージ	118,121	0	69,558	48,563
D	成長・規模拡大ステージ				
E	一般投資支援	1,308,053	1,070,000	1,208,429	1,169,624 (500,000)
成長企業応援セミナー開催		1,000	0	0	1,000
社宅整備費補助金		27,460	0	1,639	25,821
合計		1,969,398	1,070,000	1,672,784	1,366,614 (500,000)

※ () 書きの繰越額は内数

(4) 監査結果

《小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ》

鳥取県産業成長応援条例等に基づき、県内4つの商工会議所及び商工会連合会並びに中小企業団体中央会（以下「間接補助事業の実施主体」という。）に対し、これに係る事務費及び間接補助対象経費（間接補助事業の実施主体の補助金の原資）を補助金として交付している。

なお、同補助事業の実施に当たっては、同条例のほか、県が定める「産業成長応援間接補助金（小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ）交付要綱」（以下

「小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ交付要綱」という。) 及び県指導の「産業成長事業のご案内及び同補助事業実施の手引き」(いわゆる「Q&A」と呼ばれるもので、以下「Q&A」という。) により統一的な運営に努めている。

今回の監査においては、間接補助事業の実施状況等を確認するため、間接補助事業の実施主体6団体のうち、鳥取商工会議所及び鳥取県商工会連合会に絞って臨場したところ、次のとおりであった。

(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)

ア 概算払額の算出基準の策定【意見】

当該事業は、間接補助事業であり、交付決定を受けた間接補助事業者は、間接補助事業を実施する県内の商工団体から支払を受けるが、県は、この補助金の原資として、商工団体へ補助金を交付している。

また、県は、間接補助事業者へ早期に支払ができるよう、事前に間接補助事業を実施する商工団体へ概算払を行っており、その概算払の額は、県担当課が、例年の要求額を参考に商工団体に増減の見込みを照会したところで決定しているが、商工団体からの連絡を受けた金額（執行見込み額）をそのまま決定している実態にある。

今回、事業の実施状況等を確認するため、二つの商工団体に臨場したが、そのうちの一つの商工団体では、所要資金に余裕を持たせるため補助事業の終了予定のもの（執行見込み額）に補助事業1件分加えて金額を要求しており、また、これまで四半期毎に所要額を伝えていたところ、事務軽減を図るために半期毎に要望しているなど、それぞれ商工団体の基準をもって算出した所要額を執行見込み額として伝えている現状にあった。これにより、一つの商工団体では、令和2年度補助金に係る事業2年目（令和3年度）の概算払を受けた金額を令和3年度末に精算し、令和4年度期首に、24,208千円（概算払額の29.5%）を県あて返納しており、もう一方の商工団体での同返納額は28,685千円（概算払額の25.3%）となっている。

これについて、県担当課からは、例年の概算払額を踏まえながら概算払額を決定しているが、複数の事業者の事業完了見込みを想定したものであることから、見込みどおりに終わらないことも多く返納が生じたものであり、事業者への資金が供給できなくなる事態を避けるためには必要であるとの説明があった。

については、間接補助事業者である小規模事業者への早期支払いに意を注ぐことは必要であるものの、一方で県会計規則には、概算払を行う場合は、その適否を調査の上、支払をしなければならない、また、その額は3月分の予定額を超過してはならないことなどから、会計規則に従った一定の算出基準を設けるな

ど、不測の事態が生じないよう、より厳正な取扱いが必要であると思われる。

(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)

イ 補助対象事業費に係る消費税の取扱い【指摘】

小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ交付要綱の第3条（補助金の交付）には、「補助金の額は、補助対象事業費の額に補助率を乗じて得た額以下とし、この場合においては、仕入控除税額（消費税法に係る消費税額として控除できる部分の金額と、これに係る地方消費税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額（以下、「仕入控除税額」という。）を除く」としている。よって、消費税法による仕入控除税額がない「免税事業者」及び「簡易課税事業者」の場合は、補助対象経費にはこれに係る消費税も補助対象に含まれると考えられる。

しかしながら、これに係る県が示す「Q&A」には、「消費税は補助対象経費の対象とならない」と明記していることから、全ての事業者において一律、補助対象経費からこれに係る消費税額を差し引いて補助金が算出されている。

については、小規模事業者を支援する同補助金の趣旨からも、免税事業者や簡易課税事業者の補助対象事業費には、交付要綱どおり、消費税相当額を含めるべきと考えられる。特に、令和5年10月1日からはインボイス制度が導入されたところであり、新たに免税事業者から課税事業者を選択、その多くが簡易課税制度を選択されるものと思われることから、交付要綱と「Q&A」との整合性を図り、補助金の適正な執行を行うべきである。

なお、商工会等や市町村の職員が交付申請書の記載方法について、相談を受けた場合も県と同様の取扱いを行っており、是正の指導を行うべきである。

これに対して、県担当課からは、「仕入税額控除分を交付した場合の事業者の補助金返戻に要する事務手続の負担も考慮し、免税事業者も課税事業者と同様に消費税を交付対象外とした運用をしてきたものであり、県の統一的な基準に基づく取扱いである。」との説明があったが、交付要綱に従い、免税事業者や簡易課税事業者を除く一般課税事業者は、「仕入税額控除」があることから、補助対象事業費には消費税を含まず、一方で免税事業者や簡易課税事業者は、「仕入税額控除」がないことから、補助対象事業費には、消費税を含めるべきと考える。

また、県の他部署では、同様な補助金交付要綱の規定があるものの、その趣旨に沿って、免税事業者や簡易課税事業者の補助対象事業費については、これに係る消費税額を含むとしているところもあることから、補助事業費の消費税の取扱いを整理される必要があると考える。

「補助金返戻に要する事務手続の負担軽減」よりも、小規模事業者の支援に目を

向けるべきと思われることから、申請時において、一般課税事業者か否かの判定を適切に行うべきではないかと思う。

(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)

ウ 補助対象事業費の見積り方法【意見】

前述（第3章第1－1－(4)－ア）と同様に、補助対象事業費については、1者からしか見積りが徴されていない。

については、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額に対し、補助金として財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきである。

なお、臨場した「鳥取県商工会連合会」では、補助事業における発注先の選定に当たっては原則2者から見積りをとるよう手引きで説明し、困難な場合は実績報告時に理由書を提出するとしており、「鳥取商工会議所」では、対象費用が目的に沿ったものであるか否かの観点から、見積りの適否を含めて、交付額確定の検査時において検査担当者の判断に委ねるとしているが、いずれの団体とも、複数見積りができるなかった理由書の添付はなく、検査書類上にも何ら特記事項の記載もないことから（鳥取県商工会連合会は「検査時チェックリスト」により審査しているが、審査項目には盛り込まれていない。）、補助事業者から提出された実績報告書を追認するにとどまり、補助対象事業費の金額が、経済的かつ合理的な金額であるか否かの判断が、不足しているものと思われる。

これについては、必ずしも不適切であると言い切れるものではないと思われるが、この補助対象事業費を基に、補助金が算定されていることから、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額を基に算出されるべきと考える。今後、より適切な運用となるよう、交付申請時の説明資料等にはっきりと明示するとともに、審査の段階でも、確実にチェックするよう指導をすべきである。

(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)

エ 補助金交付時の検査における証拠書類の保全【意見】

補助金の交付決定に当たっては、事業者から提出された補助事業の実績報告書に基づき事前検査が行われており、今回臨場した二つの商工団体とも複数人で臨場し、関係書類及び成果物を検査するとしているが、事業者から提出される実績報告書には、証拠書類等の写しなどは一切添付されておらず、これに係る検査担当者の復命書にも、書面を検査したものとして、例えば「補助金事業取得物件等の見積、発注、納品、請求、領収書等」と記載しているのみであり、証拠書類等の写しなどは一切添付されていない。

については、証拠書類の保全が不十分と思われることから、適正に補助事業を執行する観点から、適切な事務処理体制の構築を指導する必要があると思われる。

また、県が事後監査する場合にも、これら証拠書類を確認するなど適切な対応が必要と考える。

(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)

才 個別の間接補助事業の執行状況

- ① 補助事業の内容変更に伴い事業効率が低下しているもの

◇ 株式会社 I (海外展開支援) 【意見】

鳥取県補助金等交付規則及び交付要綱並びにこれに係る手引き等（以下「補助金等交付規則等」という。）では、交付決定に係る補助事業等の内容等を変更しようとする場合には、あらかじめ補助事業者（商工団体）の承認を受けなければならないとある。

その承認を要するものの一つとして「事業目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらす恐れがある変更」があるが、これに係る事前承認の手続が行われていないことから、交付決定後の変更に対して、補助金の打ち切り等の判断が行われないまま、実績に基づき補助金の交付が行われている。間接補助事業を実施している商工団体からは、実績報告に基づく検査でその適否を検討しているとの説明はあったが、当初の事業計画から大きくその内容を変更する場合にあっては、補助金の効果的な執行を行う観点から、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。仮に、最終検査において、既に遂行した部分を容認せざるを得ないとするならば、補助金の適正かつ円滑な執行を阻害することにも成りかねないと思料される。

- ・ 交付決定額 補助対象事業費 4,234,000 円 補助金額 2,000,000 円
- ・ 実績（実行率 9.5%） " 403,700 円 " 201,000 円
- ・ 理由等：コロナの影響で海外に向けての事業が行えなかった。

◇ J 株式会社 (新商品の増産化等) 【意見】

上記と同様に、事前承認の手続は行われていないところであるが、補助金の効果的な執行を行う観点からは、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。

- ・ 交付決定額 補助対象事業費 7,359,000 円 補助金額 3,679,000 円
- ・ 実績（実行率 39.2%） " 2,881,672 円 " 1,440,000 円
- ・ 理由等：設備等の計画変更

◇ 株式会社K（ネットショップの開設）【意見】

上記と同様に、事前承認の手続は行われていないところであるが、補助金の効果的な執行を行う観点からは、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。

- ・ 交付決定額 補助対象事業費 3,444,000円 補助金額 1,722,000円
- ・ 実績（実行率 21.6%） " 744,000円 " 372,000円
- ・ 理由等：担当者退職により計画変更

◇ 株式会社L（新たなビジネスの商品化）【意見】

上記と同様に、事前承認の手續は行われていないところであるが、補助金の効果的な執行を行う観点からは、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。

- ・ 交付決定額 補助対象事業費 4,000,000円 補助金額 2,000,000円
- ・ 実績（実行率 35.4%） " 1,414,610円 " 707,000円
- ・ 理由等：試験実績不調による計画変更

② 補助事業中止（変更）の承認漏れ【指摘】

◇ M株式会社（新分野進出）

「補助金等交付規則等」では、交付決定に係る補助事業等の内容等を中止、廃止しようとする場合には、あらかじめ補助事業者（商工団体）の承認を受けなければならないとあり、間接補助事業の中止の承認申請があった場合は、補助金を交付しない旨の通知（債務負担行為の解消）を行うとされている。

しかしながら、手続が煩雑になるとの理由等から、実績報告書に基づき補助金額0円（通称「0決定」）の部内処理で済ませており、合規性の観点からも問題である。

また、当該事案では、当初導入予定の装置から別の装置に変更したとして、これに係る費用を自己資金で対応させているが、仮に、補助事業とすべきものであるならば、変更申請により補助対象事業費とすることも可能であったのではないかと思われる。

なお、補助事業者との間で十分なコミュニケーションが不足していたのではないかとも思われることから、事業者への適切な事業支援と指導の充実に努める必要がある。

- ・ 交付決定額 補助対象事業費 4,870,000円 補助金額 2,000,000円
- ・ 実績（実行率 0%） " 0円 " 0円
- ・ 理由等：計画変更による補助事業の中止

◇ 有限会社N（新たな事業の導入）【指摘】

上記と同様に、補助事業が中止されたものであり、本来であれば規定に基づき、間接補助事業の中止の承認申請を行わせ、補助金を交付しない旨の通知（債務負担行為の解消）を行うべきであり、合規性の観点から問題である。

また、このケースにおいては当初導入予定の装置から別の装置に変更したとして、これに係る費用を自己資金で対応させているが、仮に、補助事業とすべきものであるならば、変更申請により補助対象事業費とすることも可能であつたはずであり、補助事業者との間で十分なコミュニケーションを図りながら事業支援と指導を行うべきであったと思われる。

- ・ 交付決定額 補助対象経費 4,908,000 円 補助金額 2,000,000 円
- ・ 実績（実行率 0 %） " 0 円 " 0 円
- ・ 理由等：計画変更による補助事業の中止

③ 補助金の算定【意見】

◇ ○株式会社

補助対象事業費の額の算定において、設備導入費 3,560 千円から、中古機械の下取価格（480 千円）を差し引いた 3,080 千円を基に、補助率 1／2 として 1,540 千円の交付決定を行っているが、交付要綱によれば、下取り機械を差引くようになつておらず、適正な下取り価格であるとすれば、設備導入費 3,560 千円を基に、1,780 千円（240 千円増額）とすべきである。

県担当課からは、「交付要綱では 500 万円以下、補助率 1／2」であることから、設備導入費と相殺される下取額分を減額して、補助対象経費を算定したとしても、不適正でない。」との説明があったが、仮に、そのように実施するのであれば、申請者によって不公平な取扱いとならないように、交付要綱に明記すべきである。

御見積書

御中

下記の通り御見積り致しましたので何卒御用命
賜りたく、お願い申し上げます

見積金額： ￥3,388,000 (税込)

- ①受渡場所： 御社ご指定の場所
- ②納期： ご注文後約2.5ヶ月
- ③御支払条件： 別途御協議
- ④見積有効期限： 提出後30日



	品名	数量	金額(円)
本体	側クボタ製3.0tミニバックホー		
	型式: U-30-6A HGU	1台	3,670,000
	仕様		
	・2ポストキャノピ		
	・ロングアーム仕様(+160mm)		
	・ゴムクローラ		
	・2バターンレバー(縦横切替)		
	・シリンダーガード		
	・耐火ホースカバー		
	・ツバケット補強		
仕様	・ツバケットフック		
	・平ツメ		
	貴社特別価格引	1式	▲ 110,000
①	計		3,560,000
②	下取相殺	※2	480,000
③	合計 ① - ②		3,080,000

本見積金額には、下記消費税額は含まれておりません。

御契約の際、別途加算させていただきます。

消	④ 納入機分	356,000
費	⑤ 下取機分	48,000
税	⑥ 差引計 (④ - ⑤)	308,000

付帯費用(実費)	金額(円)
納入運賃諸掛	弊社負担
下取機引取運賃諸掛	
ネーム記入費	弊社負担
車検費用(持込運賃含む)	
※1 付帯費用計	

下取機(納入時引取)	
メーカー	品名
機種	
機番	
製造年月	
仕様	
※2 下取価格	480,000
アローメータ	
査定年月日	

支払条件	
現金(頭金)	
割賦回数	
割賦手数料	日歩
手形初回支払期日	

《成長・挑戦ステージ》

力 個別の補助事業の執行状況

① 補助事業の内容変更に伴い事業効率が低下しているもの

◇ 株式会社P【指摘】

- ・ 事業期間：R 1. 10. 31～R 4. 12. 26
- ・ 実績報告日：R 5. 1. 23、実績報告（R 5. 1. 11期限）の遅延
- ・ 交付決定額 補助対象事業費 40,496,709円 補助金額 10,000,000円
- ・ 実績（実行率 34.3%） 13,879,350円 " 6,939,000円
- ・ 理由等：販売低迷から、設備投資を縮小したもの。

当初事業計画では、需要見込みから液体充填包装機3台を導入するとしていたが、受注が低調なことから1台の導入にとどまった。また、実績報告後の検査時においても稼働していなかった。

これについては、県担当課から、「本事業は事業者の新たな取組等を支援するものであり、計画段階では、どの事業においてもある程度のリスクはあるものと考えており、本事業は外部審査員の合議を経て事業採択する手続をとっている。結果として、当初の計画から乖離したからといって、補助しないような制度（成功するものだけを支援してリスクを取らないような制度）とすれば新たな県内産業の成長を応援することにはならない。このため、当初の計画どおりとはいかなかったとしても計画内容のうち達成された部分までを対象として補助を行ったものである。」との説明を受けた。

しかしながら、当初から、事業認定に係る審査会の場で、提携企業とされる業者との関係性維持が懸念されるとの意見を表明する委員もいたところであり、その関係性の確認を慎重に行えば、事業計画の見通しも事前に予想ができた可能性もあること、また、一旦交付決定したとしても、鳥取県補助金等交付規則第12条（補助事業等の変更等）、同第13条（遂行等の指示）、同第21条（3）（交付決定の取消し等）での対応も考慮されるべきであったとも考えられる。

鳥取県産業成長応援条例第3条（4）には、「対象事業を確実に実施できると認められる者」に事業認定するとされている。十分な見通しがない事業計画を認定し、これに伴う補助金を交付したことは、経済性及び有効性に乏しいものであったと言わざるを得ない。

なお、「補助金等交付規則等」では、交付決定に係る補助事業等の内容等を変更しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないとあり、また、補助事業等がすべて完了したときには、期日を定め、実績報告の提出を求めた上、これに基づき補助金の額を確定することとしているが、変更申請もされず、実績報告の提出も遅延しており、補助金決定後の進捗管理が十

分でなく、補助金に係る事務の適切かつ円滑な執行が図られていないと判断される。

② 実績報告の提出遅延

◇ 株式会社Q【意見】

- ・ 事業期間：R 2. 3. 27～R 4. 2. 10
- ・ 実績報告日：R 4. 3. 9、実績報告（R 4. 2. 26 期限）の遅延
「補助金等交付規則等」では、補助事業等がすべて完了したときには、期日を定め、実績報告の提出を求めた上、これに基づき補助金の額が確定し、補助事業者への早期支払いなど補助金に係る事務の適切かつ円滑な執行を図ることとされているが、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。

◇ 株式会社R【意見】

- ・ 事業期間：R 2. 3. 25～R 5. 3. 26
- ・ 実績報告日：R 5. 4. 19、実績報告（R 5. 4. 11 期限）の遅延
上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。

◇ 株式会社S【意見】

- ・ 事業期間：R 2. 10. 16～R 3. 10. 21
- ・ 実績報告日：R 4. 2. 21、実績報告（R 3. 10. 31 期限）の遅延
上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。

◇ 株式会社T【意見】

- ・ 事業期間：R 2. 11. 3～R 3. 10. 14
- ・ 実績報告日：R 3. 11. 17、実績報告（R 3. 10. 30 期限）の遅延
上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。

◇ 株式会社U【意見】

- ・ 事業期間：R 2. 12. 1～R 4. 11. 14
- ・ 実績報告日：R 4. 12. 14、実績報告（R 4. 11. 30 期限）の遅延
上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づ

く適切な執行を行うべきである。

◇ V株式会社【意見】

- ・ 事業期間：R 3. 3. 23～R 4. 3. 23
- ・ 実績報告日：R 4. 4. 22、実績報告（R 4. 4. 8期限）の遅延
上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。

◇ W組合【意見】

- ・ 事業期間：R 3. 7. 1～R 4. 10. 31
- ・ 実績報告日：R 4. 11. 15 付実績報告（収受印なし）
※ 確定通知書（R 4. 12. 14 付）から遅延と思われる。

上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるとともに、実績報告書への収受印押印もれ等が見られることから、規定に基づく適切な執行を行うべきである。

《成長・規模拡大ステージ／一般投資支援》

キ 令和4年度において認定された件数は 20 件であり、これに係る補助金の額は 3,172,873 千円（翌年度以降に実施される補助金を含む）と、執行状況は良好である。これらの事業について、予算執行における諸手続及び各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

《社宅整備費補助事業》

ク 不適切な事務処理【意見】

X株式会社への「社宅整備費補助事業」において、当初計画では、全戸数（24戸）分の独身寮を整備する予定としていたが、同中古物件購入前の入居者の退去の遅れから、完成した8戸分のみの事業報告書及び交付申請書を交付申請期限（R 4. 6. 26）直前のR 4. 6. 20 に提出了。

その後の書類審査の段階で、申請に不備（補助対象経費2割以上の変更の際の知事未承認）が発覚し、下記のとおり補正を行っている。

また、申請者は、この指示に基づき、R 4. 6. 13 付変更申請書を、交付期限を過ぎたR 4. 7. 6 に提出了が、R 4. 6. 17 付で遡及して承認されている。

通常の事務処理であれば、過去日付での申請の指示や遡及しての承認を行うことはないことから、県民に特定の補助対象事業者に対する優位性を疑われるおそれを与えるかねない不適切な事務処理と言わざるを得ず、適切な事務処理に努めるべきで

ある。

《事務処理の経緯等》

- ① 整備開始日 H30. 6. 6 (事業認定：戸数 24、補助対象経費 74,592 千円、交付予定 7,459.2 千円)
- ② 整備完了予定日 R 2. 7. 30 (変更後 R 3. 12. 27)
- ③ 入居開始予定 H31. 4. 1
 - ※ R 4. 5. 11 から県と補助事業者の間でやり取りが始まり、6/14 に戸数が 8 戸に減少することに気づいたが、変更承認の手続を失念していた。
- ④ 事業報告及び補助金交付申請日 R 4. 6. 20
 - ※ 2 割以上の減額変更等につき知事未承認のまま提出
 - ※ 交付申請期限は、R 4. 6. 26
 - ※ 提出後の審査時に変更承認手続失念に気づき、R 4. 7 上旬に、遡及日付での申請手続を指示した。
- ⑤ 事業者は、指示に基づき、R 4. 6. 13 日付で変更申請書を R 4. 7. 6 に提出 (事業認定：戸数 8 戸、補助対象経費 16,391 千円、交付予定 1,639.1 千円)
- ⑥ 上記⑤に対して、遡及日の R 4. 6. 17 で承認し、同日付で変更承認通知書を発出
- ⑦ 上記④に対して、R 4. 8. 4 に補助金の交付決定

第3 商工労働部立地戦略課

1 企業立地事業補助金

(1) 事業の概要

鳥取県企業立地等事業助成条例に基づいて既に認定を行った事業者の新增設等に対し、企業立地事業補助金を交付する。

なお、同条例に基づく新規の事業認定は終了している。

(2) 事業内容

<補助金交付予定額> 2,919,133千円

	県内新增設	県外企業誘致	合計
交付対象件数	5件	5件	10件
雇用計画数	116人	231人	347人
総投資額	6,550,283千円	26,940,323千円	33,490,606千円
補助金額	683,564千円	2,235,569千円	2,919,133千円

(3) 事業実績（決算額）

（単位：千円）

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
企業立地事業補助金	2,919,133	▲ 525,026	1,618,689	775,418

(4) 監査結果

この事業について、予算執行における諸手続及び各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

2 とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金

(1) 事業の概要

先駆的な事業に取り組む事業者等のオフィス・研究開発拠点等の誘致等を推進し、将来の本県産業の牽引役に成長することを期待した育成支援を行う。

(2) 事業内容

ア 制度概要 準備・構想段階から拠点開設までを、3つのステージで支援する。

[対象事業] 自然科学研究所、情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、コンテンツ企画作成業等のうち、先駆的な

取組を行う事業

① 事前調査支援

本県で先駆的事業の実施を検討中の事業者に対し、県内事業者等と連携した事前調査費用等を支援する。

補助対象者	県内に事業所を設置していない先駆的事業を行おうとする事業者(県外事業者に限る)
補助対象経費	交通費、委託費、共同調査費(県内事業者・団体等に限る)、通信費 等
補助限度額等	300千円 (補助率) 1/2 (補助期間) 最長 12カ月

② オフィス設置支援

県内へのサテライト拠点等の設置・運営を支援する。(①の活用は必須しない。)

補助対象者	県内に事業所を設置していない先駆的事業を行おうとする事業者(県外事業者に限る)
補助要件	県内事業者・団体等と連携して事業を推進すること
補助対象経費	事業所改修・賃借費、機器設備取得・賃借費、通信費、セキュリティ対策費、交通費(県外拠点と県内拠点との往復に限定)、共同研究費 等
補助限度額等	2,000千円 (補助率) 1/2 (補助期間) 最長 24カ月

③ 研究開発拠点設置支援

恒常的な研究開発拠点の設置・運営を支援する。(①又は②の活用は必須しない。)

補助対象者	先駆的事業を行おうとする事業者等
補助要件	2人以上の雇用(代表者を含む。代表者の3親等以内の親族は雇用者に含めない。) ・雇用者数の1/2までは、一定の条件でリモートワーカー等(在宅・遠隔勤務者。本県拠点在籍を要件に県外在住者も可。)や兼業・副業者等も可とする。
補助対象経費	②の対象経費、直接人件費、人材育成費 等 ・リモートワーカー等、兼業・副業者等の直接人件費等は補助対象外。
補助限度額	5,000千円 (②による支援を受けた場合はその補助額を差し引く。) ・事業所改修費補助は2,000千円以内、直接人件費補助は補助総額の30%以内。
補助率・期間	<中山間地域に設置する場合> 1/2 ・中山間地域は地域振興三法(過疎法、山村振興法、特定農山村法)等で定める地域。中山間地域の場合は先駆的事業に限らず地域振興に資する事業を対象とする。 <上記以外の地域に設置する場合> 1/3 (補助期間) 最長36か月 (②による支援を受けた場合はその補助期間を差し引く。)

イ 事業費 21,400千円 (債務負担行為 19,800千円(令和5~7年度))

① 事前調査支援 2,400千円(うち新規6件×300千円)

② オフィス設置支援 10,000千円(うち新規4件×1,000千円(1年目分))

③ 研究開発拠点設置支援 9,000 千円（うち新規 2 件×1,500 千円（1 年目分））

(3) 事業実績（決算額）

（単位：千円）

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
とっとり先駆型ラボ 誘致・育成補助金	21,400	▲ 9,365	3,680	8,355

(4) 監査結果

（とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金）

ア 事業年度途中で終了した事業者からの補助金の返還【指摘】

この事業の目的は「とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金交付要綱」第2条に
「本補助金は、先駆的事業に取り組む企業等の県内への新たな事業所設置等を支
援することにより、関係人口及び定住人口の増加につなげるとともに、当該企業
等及び事業所を将来の本県産業のけん引役に成長させることを目的とする。」と規
定している。

オフィス設置支援の概要は、補助期間は最長 2 年間であり、先駆的事業、機能・業務分散を行おうとする事業者を支援するものである。

Y 株式会社は、令和 3 年 4 月に本社のバックオフィス機能として、皆生温泉でサテライトオフィス事業を開設する Z 施設にオフィス「●●ラボ」を開設、提携する税理士を雇用し、「リモートを活用し顧客の経営課題解決メニューとして DX 導入（デジタル技術解決策）で経営効率化実現や企業の強みを引き出していく新たなサービス」として事業年度 2 年間で取り組んだが、提携する税理士が事業年度途中である令和 4 年 3 月末で事業所を移転することになり、代わりの税理士が確保できなかったことから、一旦、鳥取県内の事業計画を休止させ、税理士の体制が整ったのち、連携を再構築することとし、事業期間及び補助対象経費を変更内容とした変更承認申請書を提出した。県はこの内容を審査し、鳥取県補助金等交付規則第 12 条第 4 項において準用される同第 8 条の変更承認通知書を交付している。

本件については、事業計画の変更理由が補助金交付先の一方的な都合であること、及び、県担当課からは、事業計画にある要員確保ができないことから事業計画を変更し、現在事業を休止しているもので、必要な要員が確保でき体制が整つたら事業を再開する意向があるとの説明があったものの、具体的な事業再開の見

通しも示されず、実質的に事業計画は終了しているものと思われる。

については、「とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金（オフィス設置支援）」の上記の趣旨に合致しないこととなることは明らかであり、鳥取県補助金等交付規則第13条（遂行等の指示）を行った上、これに従わないときは、同規則第21条に基づき、交付決定の取消しをすべきであり、同規則第22条に基づき、すでに令和3年度に交付している1,149,000円の返還命令を出すべきであると思われる。

第4 商工労働部企業支援課

1 ポストコロナを見据えた商店街等新展開支援事業

(1) 事業の概要

ポストコロナを見据えて地域の商店街や商業・サービス業等が新たな需要を獲得していくよう、デジタルツールを戦略的に活用するなど商店街や複数の事業者等が行う新たな時代のニーズに対応した地域振興イベントや需要喚起に繋がる取組を支援する。

(2) 事業内容

(単位：千円)

区分	内 容	予算額
商店街等新展開支援事業補助金	<p>商店街や複数の事業者等が行うコロナ後の新たな需要獲得に繋がる先駆的な地域振興イベント及び需要喚起の取組を支援する。（令和4年度限り）</p> <p>【対象事業者】 商店街組織等や複数の事業者により構成されるグループ</p> <p>【対象事業】 新たな時代のニーズに対応した地域振興イベント及び需要喚起に繋がる取組等（審査会形式で対象事業を採択する）</p> <p>【コロナ後を見据えた事業モデル（例）】 ・商店街イベントで地元の農産物や水産物の生産者がLive配信でPRするなどデジタルを活用して現地と商店街を繋ぐハイブリッドな青空市の開催 等</p> <p>【補助対象経費】 地域振興イベント及び需要喚起に繋がる取組に要する経費 ※クラウドファンディングを活用する場合はその手数料も対象とする。ただし、プレミアム商品券に係る経費は対象外とする。</p> <p>【補助率・補助上限額】 補助率2／3、上限額1,000千円</p>	35,000
商店街等デジタル活用強化支援事業	<p>デジタル活用に意欲のある商店街等を対象として、専門事業者が伴走支援しながらデジタルを活用して戦略的に情報発信し、新たな需要獲得に繋げていくとともに、その効果を分析し、その結果を他の商店街等にも横展開を図っていく。（令和4年度限り）</p> <p>【委託業務の概要】</p>	6,160

	<p>戦略的なデジタル広報等に係る伴走支援及び効果等分析業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街事業者、商工団体職員等へデジタルツールを活用した情報発信スキルの向上支援 ・商店街等事業者グループが行うイベントに係る広報戦略の伴走支援及び効果等の分析 <p>※プロポーザルにより委託業者を選定</p>	
	合 計	41,160

(3) 事業実績（決算額）

（単位：千円）

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
ポストコロナを見据えた商店街等新展開支援事業	41,160	0	10,692	30,468

(4) 監査結果

（商店街等新展開支援事業補助金／合同会社甲の企画イベント）

ア 中止事業への開催準備費用補助金の形式的な審査【指摘】

（概要）

- ・ イベント名「甲フェスタ」（於：鳥取市内海水浴場）
- ・ 企画内容：ビーチフラッグ、クリーン活動、屋台
- ・ 予定日：8月6日～8月7日（中止）

当該企画については、鳥取県版新型コロナウイルス警報の中、主催者側の新型コロナ感染の状況判断により中止されたが、県規定に基づき、開催準備費用に係る補助金として100万円が支払われている。

本事業は、実際には会場設営までは行われていないが、コンテナハウス（以下、「コンテナ」という。）及びパレットはイベント開催における会場設営のためのレンタル料として、開催直前の中止に伴い発生が回避できなかった経費として、実績額として報告されている。

しかしながら、当初に申請者（合同会社甲）が申請した内容を見ると、発注先（施工業者である株式会社乙）の令和4年7月30日作成日付の見積書では、工事費合計金額は1,305,700円で、同見積書明細からその内訳は、コンテナ（窓サッシ料、塗装料等を含む。）、電気配線工事及び設置費用外となっており、写真等現況を判断できるものは添付されていないものの、資料を見る限り、申請者（合同会社甲）が、コンテナを購入したもので、一般的には、コンテナは汎用性があることから、イベント開催のために直接要した費用ではなく、補助対象には

該当しないものと思われる。

これについて、県担当課の説明は、「申請者（合同会社甲）から、株式会社乙へ会場設営等を委託しており、コンテナは、合同会社甲が購入したものではなく、株式会社乙からレンタルされたものであり、コンテナについては今回のイベントを実施するために、株式会社乙が中古コンテナ（2個・重さ7トン程度の大型）を購入し、窓サッシの取り付けや塗装等を行ったもので、その用途としては、ステージ設営、イベント使用機器等の保管、参加者・スタッフの休憩所と確認しており、補助対象外には当たらないと判断した。また、中止承認に伴う審査においては、公募要領において、実績報告書に添付する必要書類に「領収書等支払証拠書類の写し」は定めているが、それ以上は求めていなかったこと、及び、鳥取県版新型コロナ警報が発令された状況であり、対面協議をすることが困難な状況であったことから、メール、電話及び書類により確認を行った。」とのことであった。

しかしながら、鳥取県商店街新展開支援事業補助金交付要綱様式第4号（第8条関係）では、実績報告書の提出の中で、添付書類として、「領収書等、実施状況がわかるもの（写真等）、印刷物等の成果品がわかるもの（写し又は写真等）」と記載されていることから見れば、当然提出を求め確實に確認を行うべきであると考える。

これに対して、県担当課から、リース元に対して当時のコンテナ写真や活用状況等を追加確認したとして、リース元（施工業者：株式会社乙）は、「リース物件を購入し、窓サッシや塗装のリノベーションを行い、大型コンテナのため自社への運送費も高額になった。当時は、コロナ禍でイベント開催が難しい状況であったため、他のイベント等でのリースも行えず、コンテナは自社事業用倉庫として活用している。」との説明があった。

これに関する経緯、及び申請者が実績報告書で提出した補助対象経費の明細等は、下記のとおりであるが、①施工業者（株式会社乙）が提出した見積書を見る限り、工事完了を目的としたものであり、申請者（合同会社甲）がコンテナを特別に発注したもののように思われること。その場合は、コンテナは汎用性があることから、イベント開催のために直接要した費用ではなく、補助対象には該当しないものと思われる。仮に、補助対象とした場合も、交付要綱第10条（財産の処分制限）からその実態の確認とその対応が必要であること。②仮に、レンタル料金とすれば、コンテナのレンタル料金の相場等と比較してかなり高額なものになっていることから、その適否の検討が必要であること。特に、追加確認で説明があったことから判断すれば、リース元のリース物件調達費をそのままリース価格に反映することは通常あり得ず、現在、自社事業用倉庫としていることからしても、適正なリース料金を算出させ、見積書を提出させるべきである。（リース元の事業用倉庫設置費用に補助金が充当されている。）

いかにコロナ禍であろうとも、実績報告書に添付する必要書類として「領収書等支払証拠書類の写し」だけでは現状把握ができるはずもなく、特に事業を中止するような場合には、形式的な確認にとどまらず、実態確認を踏まえた対応が必要であると考える。

おって、一部のコロナ禍関連の補助金受給においては不正な受給も報道されるところでもあり、領収書の写しが添付されていれば、形式的な要件を備えているからといって審査を通過させることでは、県民の理解は得られないと思われる。

については、実際には会場設営までは行われておらず、使用される予定だったコンテナは、リース元（施工業者：株式会社乙）の管理下にあることから、この調達費用の大部分をレンタル料金として補助金申請することには問題がある。「開催直前の中止に伴い発生が回避できなかった経費」の認定のやり直し、「鳥取県補助金等交付規則第22条（補助金等の返還）」に基づく返還命令など必要な対応をとる必要があると考える。

※経緯等

1	R 4. 7. 8 付交付申請書	算定基準額 2,080 千円 交付申請額 1,000 千円
2	R 4. 7. 11 付交付決定	交付申請どおり決定
3	R 4. 8. 4	補助対象者から県あて、中止の事前相談あり
4	R 4. 8. 5	補助対象者から県あて、中止の正式決定の連絡あり
5	R 4. 8. 25 付 中止申請書の提出	<p>①R 4. 7. 30 付見積書 1,187,000 円（税抜き） (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none">・コンテナ 800 千円・電気・材木・ユニック 342 千円・経費 45 千円 <p>※支払方法として、工事完了引渡後 1 週間以内</p> <p>②R 4. 8. 22 付領収証 1,305,700 円（税抜き 1,187,000 円） ※コンテナ、パレット代等として</p> <p>③R 4. 8. 17 付領収証 ④107,250 円（税抜き 97,500 円）ポスティング代</p>
6	R 4. 8. 30 補助金中止承認通知	補助金 1,000 千円の確定（その後支払）
7	R 4. 8. 22 付領収証	1,305,700 円（税抜き 1,187,000 円）

(参考) 鳥取県内のコンテナハウスのレンタル料金の相場等（複数の業者に確認）は、4坪程度（6m×2.4m）のレンタル料金は、月額 15,000 円～18,000 円程度であり、これに係る搬送料金は（近隣であれば）片道 9,000 円～18,000 円程度である。また、通常はレンタルに塗装を施すことはないとのことである。

なお、県担当課から、コンテナのレンタル価格は仕様・条件・運搬距離等により異なるところであり、当該企画においては、一般的なコンテナハウスよりも大

型のものであったとの説明があったが、通常、レンタル料金は、レンタル業者の調達費用をそのまま請求するものではなく、レンタル料金として適正な料金が設定されるものと思われる。



御 見 積 書

申請者 合同会社甲 御中

施工業者
株式会社乙

※県は、書類審査等で、コンテナのレンタル料と判断し、交付決定した。

見積
見積年月日 : 令和4年7月30日
工事名称 :
現場住所 :
見積有効期限 : 御見積提出日より1ヶ月以内

下記の通り、御見積申し上げます。

御見積合計金額： ￥ 1,305,700- (消費税込)

御 見 積 明 細

① コンテナ

内 容	計	単価	数量	単位	単 価	金額
コンテナ			1.0	式	300,000	300,000
窓サッシ			2.0	個	80,000	160,000
塗装(コンテナ)			1.0	式	150,000	150,000
クレーン	コンテナ移動		2.0	回	80,000	160,000
シーリング			1.0	式	30,000	30,000
				-		

支 払 方 法 : 現金振込 ※工事完了引渡後、1週間以内にお支払いをお願い致します。
 取 引 方 法 : 契約着手金 0 % ・ 中間金① 0 % ・ 中間金② 0 % ・ 完工金 0 %
 保 証 有 無 : 最長年数: 年 備考:
 摘 要 : この見積書に記載無き事項及び見積時に発見不可能な既存箇所の再生工事は、別途工事と致します。

※ 鳥取県商店街等新展開支援事業補助金公募要領（抜粋）

(補助対象経費)

- 汎用性があり、補助対象事業に専ら使用すると認められないものは対象外です。
(例：パソコン、タブレット、スマートフォン、カメラ、車両等)
 - 新型コロナウイルス感染症や自然災害等により事業を中止した場合
⇒ 交付決定後に、新型ウイルス感染症や自然災害等によりイベント等の事業を中止・延期した場合、開催準備費用（例：広報費、会場の借り上げ料等）は補助対象とする。

なお、開催日直前に政府又は県から中止等の要請があった場合を除き、イベント等開催日の直前に準備可能な経費（例：イベント等に使用する原材料・消耗品に係る経費等）は対象外とします。

(商店街等新展開支援事業補助金／株式会社乙の企画イベント)

イ 中止事業への開催準備費用補助金の形式的な審査【指摘】

(概要)

- ・ イベント名「スポーツ祭」(於：鳥取市内海水浴場)
- ・ 企画内容：ビーチフラッグ、網引き、砂浜相撲、屋台
- ・ 予定日：8月13日～8月14日（中止）

当該企画については、前記アと同時期に同様なイベントが計画（前記「ア」の施工業者が申請者となり、前記「ア」の申請者が業務委託を受注したもの）され、鳥取県版新型コロナウイルス警報の中、主催者側の新型コロナ感染の状況判断により中止したとして、県規定に基づき、開催準備費用に掛かる補助金として100万円が支払われた。

申請者（株式会社乙）が実績報告書で提出した補助対象経費の明細は、下記のとおりであり、主に音響機器のレンタル料とチラシ・ポスターの製作費であったが、報告書には請求書及び領収書の写しは添付されておらず、納品時のチラシやポスターの写真はなく、納品日及びポスターの掲載場所・期間を確認できるものはなかった。

また、施工業者（合同会社甲）は、デザインや音響機材を扱う業者ではないと思われることから、実際に他の業者から調達をしているのであれば、その領収書等を確認すべきであり、音響機器のレンタル期間は、海で使用するため早めにレンタルし、防塵対策を実施したことであるが、そのことを確認できる具体的な資料も確認すべきである。様式第4号（第8条関係）では、実施報告書の提出を求めており、その中で添付書類として、「領収書等、実施状況がわかるもの（写真等）、印刷物等の成果品がわかるもの（写し又は写真等）」と記載されていることから、当然提出を求め確認を行るべきである。

県担当課の説明では、前記アと同様に、中止承認に伴う審査においては、公募要領において、実績報告書に添付する必要書類に「領収書等支払証拠書類の写し」は定めているが、それ以上は求めていなかったこと、及び、鳥取県版新型コロナ警報が発令された状況であり、対面協議をすることが困難な状況であったことから、メール、電話及び書類により確認を行ったとしている。

については、事業完了（中止）報告書に添付されていた資料では以上のことが正確に判断することはできないため、形式的な事務処理を行ったことが伺える。

また、8月4日に、事業者がイベント中止について事前相談に来た際に、きめ細やかな指導を行った上、厳格な審査をすべきであり、早急に補完確認を行るべきである。

《補助対象経費の明細》		
1	R 4. 8. 20 付請求書	計 1,425 千円 (税抜き) (内訳) ・企画・コーディネート費 80 千円 ・チラシ・ポスター・看板デザイン費 350 千円 ・チラシ・ポスター制作費 175 千円 ・ポスティング代 320 千円 ・音響一式 350 千円 ・経費 150 千円
2	R 4. 8. 25 付領収証	1,567,500 円 (税抜き 1,425,000 円) (イベント委託費として)
3	R 4. 8. 18 付領収証	アルバイト4名からの各 20 千円 (計 80 千円)

領 収 証

No. _____

申請者 株式会社乙 様

金額 ¥ 1,567,500 - 200円

但 イベント委託費として
R4 年 8 月 25 日 上記正に領収いたしました 200

内 訳
税抜金額
消費税額(%)
税抜金額
消費税額(%)

施工業者 合同会社甲

(税抜 1,425,000 円)

申請者
株式会社乙

請求書

日付 2022年8月20日

下記の通りご請求申しあげます。

小計	消費税	合計金額
¥1,425,000	¥142,500	¥1,567,500

施工業者
合同会社甲

詳細	金額
企画・コーディネート費	¥80,000
チラシ・ポスター・看板デザイン費	¥350,000
チラシ・ポスター・製作費	¥175,000
ポスティング代	¥320,000
音響一式	¥350,000
経費	¥150,000

備考欄

音響一式詳細(ミキサー・イコライザー・CD・マイク×2・メインスピーカー式、パワーアンプー式・ケーブル類・音響用簡易テント)・経費(海で使用のため防塵対策費も含め)

(商店街等新展開支援事業補助金)

ウ 会計基準に沿わないと思われる事務処理【意見】

(算定基準額：1,500,000円、申請額：1,000,000円)

当該事業の内容は、テレビの放映料である。交付決定通知は令和4年12月1日で、放映は令和5年1月1日から1月7日の期間に商店街のコマーシャルが流れている。

これに係るテレビ局の請求書の日付は、放映初日の令和5年1月1日となっているが、本来であれば、請求書が発行されるのは放映が終了した日(役務の提供が終了した日)以降であり、その後にこれに基づき検収が行われ、支払いが行われるものと思われる。

県担当課からの説明は、コマーシャルの収録を終えて請求額が固まったため、事業主体と契約先との通常の商慣習にならって請求書が発行されたものであり、これに対する支払いも令和5年1月19日であることから、手続としては問題ないとのことであるが、県の審査等は書類審査で行われていることから、あくまでも放映が終了(役務の提供が終了)した以降に提出させ、確実に検収させるよう指導を行うべきと考える。